

境港市告示第53号

令和6年度から令和8年度までにおいて境港市が発注する物品の売買、役務の提供及び業務委託（測量、建設コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査、道路及び公園の植栽・樹木剪定に係るものを除く。以下同じ。）の契約（以下「物品等契約」という。）に係る指名競争入札参加資格を得ようとする者の資格要件及び資格審査の手続き等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第3項において準用する同令第167条の5第2項の規定により告示する。

令和5年12月1日

境港市長 伊達憲太郎

1 資格要件及び資格審査の手続等

物品等契約に係る指名競争入札参加資格の資格要件及び審査手続等については、別紙に掲げる境港市物品等契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成26年12月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

2 審査申請の受付期間等

審査申請の受付期間等は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

ア 当初受付 令和5年12月1日（金）から令和6年2月9日（金）まで

※ 土日祝日及び令和5年12月29日（金）から令和6年1月3日（水）までの期間を除く。

※ 郵送の場合は、当日消印有効とする。

イ 随時受付 令和6年4月1日（月）から開始

※ 土日祝日及び年末年始の閉庁期間を除く。

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 電子申請の場合は、24時間受付。

(3) 郵送提出先 境港市総務部総務課管財係

住所 〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地

電話 0859-47-1013（直通）

(4) 提出方法 境港市HPからの電子申請、及び持参又は郵送

3 登録名簿への登録時期

登録名簿への登録時期は、次のとおりとする。

(1) 当初受付分 令和6年4月1日

(2) 随時受付分 申請書を受け付けた日の属する月の翌月

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は、次のとおりとする。ただし、令和9年度の登録業者（要綱第5条第3項の登録業者をいう。以下同じ。）が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

- (1) 当初受付分 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 随時受付分 登録名簿に登載された日から令和9年3月31日まで